

20 関経第 3 / 号
平成 20 年 4 月 23 日

東京事務所長
各森林管理署長
各支署長 あて
各森林管理事務所長
各センター所長
小笠原総合事務所長

関東森林管理局長

「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」の実施について

「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成19年2月9日付け18林政
政第631号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）を受け、工事契約等についての的確な履行を
図り、工事等の品質を確保するため、下記のとおり定めたので、これにより適正に実施されたい。

記

- 1 長官通知の記の1の(2)（2億円未満の工事の試行）について
予定価格2億円未満の工事において、契約担当官等が必要と認めて試行する場合は、予定価格
1億円以上の工事を対象とするものとする。
- 2 長官通知の記の2の(2)（特別重点調査の実施に係る連絡等）について
特別重点調査の実施対象であると認められる入札があった場合には、当該工事の入札を執行し
た契約担当官等は、特別重点調査の実施に係る連絡等を行うとともに、その旨を森林管理局長に
連絡するものとする。
- 3 長官通知の記の3（提出を求める資料等と確認内容）について
調査の実施にあたり、これらの資料等を基に長官通知に基づく入札者により契約の内容に適合
した履行がなされないおそれがないかを厳格に確認するための検討は、当面、森林管理局におい
て行うものとし、当該工事の入札を執行した契約担当官等は森林管理局における検討の結果を踏
まえて落札者を決定するものとする。
- 4 長官通知の記の5（虚偽説明等への対応）について
(1)イに係る指名停止、(2)に係る公正取引委員会への通報及び(3)関係資料の公表は森林管理
局長が行うものとする。

23 関経第 44 号
平成 23 年 5 月 10 日

東京事務所長
各森林管理（支）署長 } あて
各森林管理事務所長
大井川治山センター所長

関東森林管理局長

「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」の実施について

品質確保のための体制、その他施工体制の確保状況を確認し施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式については、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成 19 年 2 月 9 日付け 19 林国管第 89 号林野庁長官通知（以下「長官通知」という。)) により通知され、この度、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行の運用について」（平成 23 年 2 月 21 日付け 22 林国関第 108 号管理課長通知（以下「管理課長通知」という。)) が施行されたところであるが、この実施については下記のとおりとするので通知する。

なお、本通知は平成 23 年 5 月 16 日以降入札公告するものについて適用することとされたい。

記

- 1 長官通知の記の 1（対象工事）について
適切な施工体制を確保する必要があることから、予定価格 1 億円以上の工事について、施工体制確認型総合評価落札方式を実施すること。
- 2 管理課長通知の記の 1（評価項目）について
評価項目については、『『国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続きの改善に関する具体的対応について』の実施について』の一部改正について（平成 23 年 5 月 10 日付け 23 関経第 45 号関東森林管理局総務部長通知）の別紙によること。